

◎新潟県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神立湯沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字神立字七谷切 3502 番から 同郡同町大字神立字七谷切3439番21まで	新	(A) 7.4～55.7メートル	189.5メートル
		(B) 9.7～55.7メートル	178.4メートル
	旧	7.4～55.7メートル	189.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。